

# ☆☆☆小野わかば幼稚園☆☆☆

## 楽しく体を動かそう ～体を動かしたくなる環境づくりの工夫～

「先生見て、できるようになったよ!」と日々の成長を感じて喜ぶ子どもたち。

園では、跳び箱や平均台、すべり台などを自由に組み合わせながら楽しく運動ができる巧技台を遊戯室に出し、自由に挑戦できるようにしています。初めは、はしごを四つんばいになって渡っていましたが、友達の手を借り立って渡れるようになり、その後は、1人で立って渡れるようになったりと日々挑戦しています。

園庭にはラインを引き、年長児が毎日自分で走る目標を決め、表につけるなど自由に走りながら楽しく体力作りを行っています。10月に運動会があり、年長児が練習していたリレーに年中児も参加して走ることでリレーの楽しさを味わい、今では遊びの中でチームを決めたり、人数合わせなどを子どもたち同士で工夫する姿もみられます。

幼児期の運動遊びはとても大切です。一人ひとりが自分の持っている力に挑戦し、成功体験を通して次への意欲につながっています。遊びの中で、自然と体を動かしたくなるような環境を設定し、遊びから学ぶことができるように見守っていきたいと思います。



巧技台で遊ぶ子どもたち



みんなで仲良くリレー

### 国民年金コーナー

#### 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されました

～年末調整・確定申告まで大切に保管を!～

##### ◆納付した国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税および住民税の申告において社会保険料控除の対象として課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのはその年の1月から12月までに納付した保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

##### ◆社会保険料控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には年末調整や確定申告を行うときに領収書など保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要となります。

このため平成30年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されました。申告書などの提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

※平成30年10月1日から12月31日までの間に今年始めて国民年金保険料を納付された方へは翌年の2月上旬に送付されます。

##### ◆ご家族の保険料を納付された場合も控除対象です

ご自身の保険料だけではなく配偶者やお子さんなどご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の社会保険料控除対象となりますので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

#### 社会保険料控除証明書に関するお問い合わせ先

##### ◆受付時間

《月曜日から金曜日まで》

午前8時30分から午後7時まで

《第2土曜日》

午前9時から午後5時まで

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日まではご利用いただけません。

☎0570-003-004（ナビダイヤル）

☎03-6630-2525

※050から始まる電話でかける場合